

令和元年6月10日現在

機関番号：13802

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13595

研究課題名(和文) 高等教育機関における自閉症スペクトラム障害への合理的配慮提供に関する挑戦的研究

研究課題名(英文) Reasonable accommodation on autism spectrum disorder in higher education

研究代表者

桑原 斉 (Kuwabara, Hitoshi)

浜松医科大学・医学部・准教授

研究者番号：50456117

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：調査の回答者(エキスパート)は全国高等教育障害学生支援協議会に平成30年12月4日の時点で法人加盟している高等教育機関97校の支援者とした。97校全てに郵送で調査の概要、依頼を送付し、協力が得られた42名が調査に参加した。42名中32名が第2ラウンドの調査まで回答した。解析対象は32名の第2ラウンドの回答とした。結果、74項目のうちコンセンサスが得られたと判断された項目は74項目のうち29項目(39.2%)であった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今回の研究は予備的な研究であり、個々の配慮内容について合理的と考えられる状況の検討が不十分である。今後、今回の結果を踏まえて、機能障害と状況に応じた困難と配慮の対応が明確化されたコンセンサスを得られるように調査項目を細分化した調査が必要だと考える。また、今回の結果を高等教育機関の支援関係者にフィードバックすることで、配慮のコンセンサスを得ることの利益を共有できれば、次回以降の調査では回答率の向上が見込めるかもしれない。

研究成果の概要(英文)：We conducted investigation utilizing Delphi method to configure expert's consensus of the reasonable accommodation on autism spectrum disorder in higher education. Of the 74 accommodations which were investigated in present research 30 (40.5)% of accommodations were judged to be reasonable.

研究分野：精神医学

キーワード：合理的配慮 デルファイ調査 自閉スペクトラム症

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

障害者差別解消法には、合理的配慮の提供に関する明確な定義はない。関連する国際条約である障害者の権利条約では、合理的配慮とは「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されているが、具体的に評価が必要な事項についての情報は含まれていない。

そのため東京大学では、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行以降、以下の定義を用いて合理的配慮の提供を実施していた。その定義とは、「配慮が合理的であると判断するためには、1) 特定の場合において必要とされること、2) 適当であること、3) 過度の負担を課さないことの3つの要件を満たす必要がある」というものである。1) 特定の場合において必要とされるということは、特定の障害及び特定の状況により支障が生じており、特定の配慮により支障の改善が想定されるということである。2) 適当であることとは、配慮にあたって、学術的要件(あるいはその他の事務・事業)の本質を変更しないことと、他の学生(その他関連する人物)に多大な影響を及ぼさないということである。3) 過度の負担を課さないということとは、配慮にあたって、物理的・技術的負担と人的・体制上の負担、費用負担の程度が、本学の事務・事業規模と財政・財務状況を踏まえて妥当であるということである。これら3つの要件を満たしているときに合理的と判断され、3つの要件を1つでも満たさない時には合理的とは判断し難い。本研究では法律的な概念である合理的配慮に対して、3つの要件として明確な定義を行うことで、合理的配慮に関して論理的、つまり科学的に検証する可能性を提示していることが、斬新なアイデアでありチャレンジ性を持つものと考えた。

欧米では、高等教育機関において自閉スペクトラム症 (autism spectrum disorder: ASD) のある学生への合理的配慮の提供が、注意欠如多動症 (attention deficit hyperactivity disorder: ADHD)、限局性学習症 (specific learning disorder: SLD) など他の神経発達症に比べて整備されていないことが指摘されている (Vanbergeijk et al, 2008)。その理由として、ADHD、SLD に対する配慮は、合理的配慮の定義が明確ではなくても試験時間の延長、別室試験、ワープロの利用等、物理的な配慮が多く直感的に合理的と考えられる配慮が多いためなのかもしれない。一方で、ASD 学生への配慮は具体的な支持、コミュニケーションの調整等、人的な配慮が中心であり、直感的に合理的かどうか判断することが困難である。その結果、論理的に合理性を追求すれば合理的配慮として提供されてしかるべき配慮が、曖昧な判断の基に提供されていなかったのかもしれない(桑原ら、2014)。高等教育機関における合理的配慮に関して学術集会、アンケート調査などで、ASD 学生への配慮の合理性が問題になることはあるが、検討すべき要件が不明確なため論理的な結論は得られず合理性の検証は困難であった。その一方で、合理的配慮を明確に定義づけることができれば ASD への配慮を論理的に検証することが可能となり、合理的配慮の提供可能性を広げられる可能性はあるかもしれない。

2. 研究の目的

本研究では東京大学で用いていた3つの要件を用いた合理的配慮の提供というコンセプトを高等教育機関における合理的配慮提供のエキスパート間で共有した上で、デルファイ調査を行い、ASD 学生への合理的配慮提供のコンセンサスを示すことに挑戦した。

本研究の結果を踏まえ、多くの高等教育機関でも同様の論理による合理的配慮提供が為され、同様の配慮を行った場合の事例数が飛躍的に増えれば、より詳細な科学的検証が可能になる可能性がある。また、今回のコンセンサス以上に包括的なガイドラインを作成することが出来るかもしれない。

結果として高等教育機関における ASD 学生の機会均等が質・量ともに高い水準で達成・維持できることが期待される。

3. 研究の方法

高等教育機関に在籍する自閉スペクトラム症 (autism spectrum disorder: ASD) のある学生の合理的配慮に関して、合理性を担保する根拠は乏しい。そのために、国内外他施設から研究論文として報告された支援事例 74 事例 (Gerber et al, 2014; 丹治ら、2014) に基づいて、エキスパートコンセンサスを得るための調査を実施した。

調査用紙のはじめには、合理的配慮の要件として1) 特定の場合において必要とされること、2) 適当であること、3) 過度の負担を課さないことの3つの要件を満たす必要があるというコンセプトを説明した。

調査項目は、各支援事例を1項目として、合理的配慮として妥当かどうかを問うものとし、1点(全く同意できない)から9点(完全に同意する)までの9段階での評価を求めた。

予備的調査として、静岡市こころの健康センターで実施された「障害者差別解消法施行後の学生支援の在り方」講習会に参加した専門家17名を対象に、予備的調査項目の回答を施行した。記述された支援の内容が十分に理解できない」と答えた項目が、4名の項目が1項目、3名の項目が4項目、2名の項目が4項目、1名の項目が15項目であったが、いずれも50%以上の回答者が回答可能であったことから、74項目全てを用いて本調査を実施することとした。

本調査はデルファイ法を用いて行い、第2ラウンドでは、第1ラウンドで得られた統計結果

を添付し、再度 9 段階での評価を求めた。この段階で平均点 7 点以上、70%の回答者が 7 点以上をつけている項目をコンセンサスの得られた項目と判定した。

4. 研究成果

調査の回答者（エキスパート）は全国高等教育障害学生支援協議会に平成 30 年 12 月 4 日の時点で法人加盟している高等教育機関 97 校の支援者とした。97 校全てに郵送で調査の概要、依頼を送付し、協力が得られた 42 名が調査に参加した。42 名中 32 名が第 2 ラウンドの調査まで回答した。解析対象は 32 名の第 2 ラウンドの回答とした。結果、74 項目のうちコンセンサスが得られたと判断された項目は 74 項目のうち 29 項目（39.2%）であった（表 1）。

39.2%の比率が高いか低いかについては、今回の調査で選択した項目が調査項目として十分に妥当であるかどうか検証ができないため、また比較の対象がないために評価は難しい。その一方で、学术论文に掲載された支援でも、半数以上の調査項目が合理的であるとは認められないという結果については、選択した調査項目が支援事例から選択されており、合理的配慮を意図した支援のみから選択されたわけではないことの影響が考えられる。

個々の配慮の内容については、社会的コミュニケーションの障害について“グループワーク時の教員によるファシリテート（発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりする行為で介入し、合意形成や相互理解をサポートすること）”、“実習グループの編成配慮”が配慮として合理的だと評価されており、集団活動における困難を解消することが期待される。また、ASD に伴う組織化と計画の機能障害について“目標のスマールステップ化”、“授業資料の配布”により、情報の複雑な統合が必要な課題における困難が解消され、感覚過敏に関して生じる振りに関しては、“別室での試験”、“座席の配慮”、“ノイズキャンセリングヘッドホンの使用許可”により解消が期待される。

今回の研究は予備的な研究であり、個々の配慮内容について合理的と考えられる状況の検討が不十分である。今後、今回の結果を踏まえて、機能障害と状況に応じた困難と配慮の対応が明確化されたコンセンサスを得られるように調査項目を細分化した調査が必要だと考える。また、今回の結果を高等教育機関の支援関係者にフィードバックすることで、配慮のコンセンサスを得ることの利益を共有できれば、次回以降の調査では回答率の向上が見込めるかもしれない。

表 1 ASD の合理的配慮としてコンセンサスの得られた配慮

別室での試験

グループワーク時の教員によるファシリテート(発言や参加を促したり、話の流れを整理したり、参加者の認識の一致を確認したりする行為で介入し、合意形成や相互理解をサポートすること)

支援機器の提供

試験時の配慮

支援ニーズの聴取

支援計画の作成

支援体制の構築

必要履修単位の確認

履修授業の見直し

履修ペースの調整

座席の配慮

ノイズキャンセリングヘッドホンの使用許可

ICレコーダーによる講義録音許可

授業資料の配布

実習グループの編成配慮

パニックへの対応

居場所の確保

教員への特性の説明と配慮願い

サポートブックの配布

板書による試験指示
特性の伝達
理解や配慮願
目標のスマールステップ化
スケジュールの共有
メモの活用
スケジュール帳を用いた予定管理
パニック時の対処方法の助言
事前実習の実施（外部実習）
特性の説明と理解願（外部実習）

引用文献

1) Vanbergeijk et al. Supporting more able students on the autism spectrum: college and beyond. J Autism Dev Disord. 38: 1359-70, 2008.

2) 桑原齊ら. 自閉症スペクトラム障害の大学生への支援. リハビリテーション連携科学. 15: 96-106, 2014.

3) Gerber et al. Systematic Review of Articles Describing Experience and Supports of Individuals with Autism Enrolled in College and University Programs. J Autism Dev Disord: 44, 2593-2601, 2014.

4) 丹治敬之ら. 我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題. 障害科学研究. 38: 147-161, 2014.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

1. 著者名 桑原齊、池谷和
2. 論文標題 発達障害と合理的配慮
3. 雑誌名 そだちの科学
4. 巻 32
5. 発行年 2019年
6. 最初と最後の頁 66-71

掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし

査読の有無: 無

オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難

国際共著: -

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

なし

6. 研究組織

研究代表者のみ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。